

千葉県火薬類取締法施行細則及び千葉県高圧ガス保安法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月8日

千葉市長 熊谷俊人

千葉県規則第7号

千葉県火薬類取締法施行細則及び千葉県高圧ガス保安法施行細則の一部を改正する規則

(千葉県火薬類取締法施行細則の一部改正)

第1条 千葉県火薬類取締法施行細則(平成29年千葉県規則第24号)の一部を次のように改正する。

様式第4号、様式第6号から様式第8号まで、様式第11号、様式第12号、様式第15号から様式第17号まで、様式第27号、様式第31号、様式第33号から様式第36号まで、様式第38号及び様式第42号から様式第51号までの規定中「日本工業規格A列4番」を「日本産業規格A列4番」に改める。

(千葉県高圧ガス保安法施行細則の一部改正)

第2条 千葉県高圧ガス保安法施行細則(平成30年千葉県規則第25号)の一部を次のように改正する。

様式第2号、様式第3号及び様式第6号から様式第8号までの規定中「日本工業規格A列4番」を「日本産業規格A列4番」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。